

大和市日常生活用具給付等事業の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第27号

大和市日常生活用具給付等事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

大和市日常生活用具給付等事業の実施に関する規則（平成18年大和市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第77条第1項第2号」を「第77条第1項第6号」に改める。

第3条第1項中「掲げる者」を「掲げるもの」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 住宅改修費助成事業 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する下肢、体幹若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能に限る。）のある身体障がい者若しくは身体障がい児であって、同表に規定する3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えについては上肢の障害が2級以上の者）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障がいの程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者（以下「難病患者等」という。）であり、かつ、下肢若しくは体幹の機能に障がいのあるもの

第3条第2項第2号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第7条第3項中「排泄」を「排せつ」に、「手続き」を「手続」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条、第3条関係）

種目	品目	基準上限額	対象者	耐用年数
介護・訓練 支援 用具	特殊寝台	154,000円	下肢若しくは体幹の障がいがある者が2級以上の者又は難病患者等であって寝たきりの状態にあるもの	8年
	特殊マット	19,600円	下肢若しくは体幹の障がいがある者が1級（常時介護を要する者に限る。）の者又は難病患者等であって寝たきりの状態にあるもの	5年
	特殊尿器	67,000円	下肢若しくは体幹の障がいがある者が1級（常時介護を要する者に限る。）の者又は難病患者等であって自力で排尿できないもの	5年
	入浴担架	82,400円	下肢又は体幹の障がいがある者が2級以上（入浴に家族等他人の介助を要する者に限る。）の者	5年
	体位変換器	15,000円	下肢若しくは体幹の障がいがある者が2級以上（下着交換等に家族等他人の介助を要する者に限る。）の者又は難病患者等であって寝たきりの状態にあるもの	5年
	移動用リフト	159,000円	下肢若しくは体幹の障がいがある者が2級以上の者又は難病患者等であって下肢若しくは体幹に障がいのあるもの	4年
	訓練椅子	33,100円	18歳未満の下肢又は体幹の障がいがある者が2級以上の者	5年
	訓練用ベッド	159,200円	18歳未満の下肢若しくは体幹の障がいがある者が2級以上の者又は難病患者等であって下肢若しくは体幹に障がいのあるもの	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	90,000円	下肢若しくは体幹に障がいがある者又は難病患者等であって入浴に介助を必要とするもの	8年

便器	9, 850円	下肢若しくは体幹の障がいがある者又は難病患者等であって常時介助を要するもの	8年
頭部保護帽	12, 160円	平衡機能、下肢若しくは体幹に障がいのある身体障がい者、知的障がい児者として判定され障がいの程度が重度若しくは最重度であっててんかんの発作等があるもの又は精神障がい者であって発作等により転倒するもの	3年
つえ	4, 200円	下肢又は体幹に障がいのある者	3年
移動・移乗 支援用具	60, 000円	下肢、体幹若しくは平衡機能に障がいのある者であって家庭内の移動等に介助を必要とするもの又は難病患者等で下肢が不自由なもの	8年
特殊便器	151, 200円	上肢の障がいがある者又は難病患者等であって上肢に障がいのあるもの	8年
火災警報器	15, 500円	障害等級2級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯）	8年
自動消火器	28, 700円	障害等級2級以上の者又は難病患者等（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯）	8年
電磁調理器	41, 000円	視覚障害2級以上の者（盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯）	6年
歩行時間延長 信号機用 小型送信機	7, 000円	視覚障害2級以上の者	10年
聴覚障がい 者用屋内信	87, 400円	聴覚障害2級の者（聴覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上	10年

	号装置		必要と認められる世帯)	
在宅療養等支援用具	透析液加温装置	51,500円	じん臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜かん流法(CAPD)による透析療法を行う者	5年
	ネブライザー(吸入器)	36,000円	呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障がい者であって必要と認められるもの又は難病患者等であって呼吸機能に障がいのあるもの	5年
	電気式たん吸引器	56,400円	呼吸器機能障害3級以上若しくはこれと同程度の身体障がい者であって必要と認められるもの又は難病患者等であって呼吸機能に障がいのあるもの	5年
	酸素ボンベ運搬車	17,000円	医療保険における在宅酸素療法を行う者	10年
	盲人用体温計(音声式)	9,000円	視覚障害2級以上の者(盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯)	5年
	盲人用体重計	18,000円	視覚障害2級以上の者(盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯)	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	58,800円	呼吸器機能障害3級以上若しくはこれと同程度の身体障がい者(診断書等により必要と認められる者)又は難病患者等であって呼吸管理上必要と認められるもの	5年
		157,500円	呼吸器機能障害3級以上若しくはこれと同程度の身体障がい者(診断書等により必要と認められる者)又は難病患者等であって人工呼吸器の装着が必要なもの	
情報・意思	携帯用会話補助装置	98,800円	音声機能若しくは言語機能に障がいのある者又は肢体不自由者であって発声及び発語に著しい障がいのあるもの	5年

疎通 支援 用具	情報・通信 支援用具	50,000円	上肢機能障がい及び視覚障がいのある者	5年
	点字ディスプレイ	383,500円	視覚障がい者又は視覚障がい及び聴覚障がいのある者	6年
	点字器	標準型 10,400円 携帯型 7,200円	視覚障がいのある者	標準型 7年 携帯型 5年
	点字タイプ ライター	63,100円	視覚障害2級以上の者（本人が就労し、若しくは就学している者又は就労が見込まれる者に限る。）	5年
	視覚障がい 者用ポータ ブルレコー ダー	85,000円	視覚障害2級以上の者	6年
	視覚障がい 者用活字文 書読上げ装 置	99,800円	視覚障害2級以上の者	6年
	視覚障がい 者用拡大読 書器	198,000円	視覚障がい者であって本装置により文字等を読むことが可能になるもの	8年
	盲人用時計	13,300円	視覚障害2級以上の者	10年
	聴覚障がい 者用通信装 置	71,000円	聴覚障がい者又は発声及び発語に著しい障がいのある者であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	5年
	聴覚障がい 者用情報受 信装置	88,900円	聴覚障がい者であってこの装置によりテレビの視聴が可能になるもの	6年

	人工咽頭	笛式 8,100円 電動式 70,100円	言語機能障がいのある者	5年
	点字図書	点字翻訳をした図書の価格から当該図書の購入価格相当額を控除した額で市長が認める範囲内の額	視覚障がい者のうち、主な情報入手手段を点字図書により得ているもの	
排せつ管 理支	ストマ用装具（蓄便袋）	月額 8,858円	ぼうこう又は直腸の機能障害のある者	
援用 具	ストマ用装具（蓄尿袋）	月額 11,639円	ぼうこう又は直腸の機能障害のある者	
	ストマ用装具（紙おむつ）	月額 12,000円	(1) ストマの著しい変形若しくはストマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストマ用装具を装着できない者又は二分脊椎による排尿機能若しくは排便機能に障がいのある者 (2) 脳性麻ひ等脳原性運動機能の障がいにより排尿又は排便の意思表示が困難な者で、自力移動、座位保持、意思疎通又は介助定時排せつが困難なもの (3) 最重度（IQ20以下）の知的障がいであることに起因する排せつ機能の障がいにより、紙おむつを常時必要とする小学校就学の始期以降の者であつて、医師からの診断を受けたもの	
	収尿器	男子用普通型 7,700円	脊椎損傷等により排尿の調節が自由でない者	1年

		簡易型 5,700円 女子用普通型 8,500円 簡易型 5,900円		
住宅 改修 費	居宅生活動 作補助用具	200,000円	第3条に規定する者	

備考 この表中の障害等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号の規定によるものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。